

報告第 1 号

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 27 年度に算定したそれぞれの比率について、別紙のとおり報告する。

平成 27 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.5	88.5
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)

※ () は早期健全化基準。

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業会計	—	経営健全化基準 20.0%
国民健康保険病院事業会計	—	
介護老人保健施設事業会計	—	
下水道事業特別会計	—	

報告第 2 号

平成 26 年度木古内町一般会計継続費の精算報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年度木古内町一般会計継続費の精算を、別紙のとおり報告する。

平成 27 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

平成26年度 木古内町一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較					
				年割額		左の財源内訳		支出済額	左の財源内訳		年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			一般財源		
				円		特定財源	一般財源		特定財源	一般財源		特定財源	地方債	その他			
円(都道府県 支出金)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
2	3	戸籍住民基本台帳費	25	647,000	0	0	0	647,000	0	0	647,000	0	0	0	0	0	0
			26	58,816,000	0	0	0	58,816,000	0	0	58,816,000	0	0	0	0	0	0
		計		59,463,000	0	0	0	59,463,000	0	0	59,463,000	0	0	0	0	0	0

認定第 1 号

平成 26 年度木古内町一般会計決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度木古内町一般会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 8 日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

認定第 2 号

平成 26 年度木古内町国民健康保険特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度木古内町国民健康保険特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

認定第 3 号

平成 26 年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度木古内町後期高齢者医療特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

認定第 4 号

平成 26 年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 26 年度木古内町国民健康保険病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

認定第 5 号

平成 26 年度木古内町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 26 年度木古内町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

認定第 6 号

平成 26 年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 26 年度木古内町介護老人保健施設事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

認定第7号

平成26年度木古内町介護保険事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度木古内町介護保険事業特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成27年9月8日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

認定第 8 号

平成 26 年度木古内町介護サービス事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度木古内町介護サービス事業特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

認定第 9 号

平成 26 年度木古内町下水道事業特別会計決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度木古内町下水道事業特別会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 27 年 9 月 8 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒